



連日、暑い日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。

去る6月10日の第2回定例議会で、一般質問をする機会を頂きました。今号と次号にわたり、その内容をお伝えします。一般質問は、これまでの取り組みを問いただしたり、見直しを要請することで、県政を一步二歩と前進させることのできる重要な機会です。

ぜひご注目いただければと思います。 茨城県議会議員 大谷明

一	般	質	問
	特	集	号
		前	編



Question No.1

指定廃棄物の一時保管



福島第一原発事故によって発生した指定廃棄物は、現在茨城県内に約3,640トン存在し、そのうち約980トンがひたちなか市に一時保管されています。

国では特措法を制定し、指定廃棄物の一時保管に関するガイドラインを設けました。それには、フレキシブルコンテナやドラム缶への保管について規定されています。今のところ、適切に保管されているとしていますが、長期化すれば、紫外線によるフレコンの劣化が発生するおそれもあります。

放射性セシウムの時間的な低減から、ひたちなか市で一時保管されている指定廃棄物は、理論上、なくなるまでにあと6年程度かかります。フレコン劣化のおそれも考えると、まさに今が指定廃棄物の安全管理を厳格にしなければいけない時期なのです。

この問題は国の責任であることに間違いありませんが、すでに茨城県内に指定廃棄物が存在する状況下では、県の果たす役割も大きいと考えます。

指定廃棄物の一時保管に関する安全確保についてどのように対応していくのか、知事の御所見を伺います。



御指摘のフレコンの劣化を初め、大規模な台風や竜巻などの自然災害により、指定廃棄物が飛散・流出することなども懸念されます。

現在の保管は国の基準を満たしているものではありませんが、ガイドラインで示された対策には幅がありますので、より確実なものにしていくことが望ましいと考えております。

屋外に保管している施設については、基本的に屋内保管にすること、風雨等が入ることのないよう密閉性を確保すること、地下水汚染や雨水の流入を防ぐことのできるよう、基本的に床面はコンクリート構造とすることなどが考えられるところであります。さらに、部外者の侵入対策についても対策が必要でありますので、国及び一時保管者と相談しながら、適切な対策を進めてまいりたいと存じます。

最終処分場建設地の問題が注目されがちですが、その処分場に移す前の指定廃棄物がひたちなか市に一時保管されています。それが現状どのように保管されているのが実際に見て、問題意識を持ちました。

指定廃棄物に関しては、本来国が責任を持って対応しなければならない問題です。しかし、国に任せっぱなしにするのではなく、必要ならば県として能動的に動く必要があるでしょう。今回、知事からは、県として具体的にどういった対策を考えているのか言及して頂きました。ぜひともスピード感を持って実行に移して頂きたいと思っております。



議員御指摘のとおり、開発を進めるに当たりましては、地元と県との意思疎通が何より大切でございます。これまでも、ひたちなか地区開発整備推進協議会におきまして、平成18年度には留保地利用計画を、平成21年にはマネジメントプランを協議、策定し、平成22年には都市計画法に基づく地区計画を定めてまいりました。土地利用の方向性が定まりましたので、その後は協議会としての総会は開催せずにおりました。今後は、協議会の幹事会を定期的に開催いたしますとともに、必要に応じて随時開催し、協議を重ねてまいりたいと考えております。

さらに、留保地の利用調整を目的に設置しました留保地利用調整協議会で、具体的な留保地利用に当たっての諸問題の調整を十分に行ってまいりたいと考えております。この協議会は、より機動的、弾力的な対応ができる体制となっておりますので、これまで以上に、例えば開催頻度を多くするなどして、市村の協議の場として活性化してまいりたいと存じます。

この協議会で調整を行った結果、より議論を深める課題が生じた場合は、ひたちなか地区開発整備推進協議会の幹事会に上げ、そこで協議、議論を行っていただいて、2つの協議の場がより有効に機能するようにしてまいりたいと考えているところでございます。

<h4>ひたちなか地区開発整備推進協議会</h4> <p>ひたちなか地区全体の開発基本計画を策定する組織</p>	<h4>留保地利用調整協議会</h4> <p>留保地利用計画に基づき具体的な利用方法や売却先等を検討・調整する組織</p>	
<p>これまで</p> <ul style="list-style-type: none"> 総会は平成23年以降なし 幹事会は年に1回程度 	<p>年に1回程度</p>	
<p>これから</p> <p>※今回の一般質問の答弁内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹事会を定期的に実施 右記協議会が必要が生じた場合、随時開催 	<ul style="list-style-type: none"> 頻度を増やし、協議の場として活性化 議論を深めるべき課題は、左記協議会に上げて議論 	

今回の一般質問では、一步進んで、具体的な協議の場が提示されるとともに、これまで年1回程度しか開かれていなかった留保地利用調整協議会の頻度を増やすことも明言して頂きました。ぜひ地元とのコミュニケーションをしっかりと行った上で、開発を進めていって頂きたいと思っております。

一般質問の後編は、次号の大谷明NEWSでお伝えします。ご連絡頂ければ、9月上旬頃、郵送でお届けいたします。

新しい水府橋、今秋 通行可能に！

皆様からのお問合せを多く頂いていた、現在架け替え中の新しい水府橋が今年の秋から通行可能になる予定です。水府橋はすでに70年以上経過した老朽橋で、車道・歩道ともに狭く、安全性が確保されているとは言えない状況でした。また、三の丸地区の交差点が食い違い交差となっており、朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が発生しております。新しい橋を通行できるようになるのが待ち遠しいですね。

水戸駅の方向をのぞむ新しい水府橋（完成イメージ）

ひ
た
ち
な
か
地
区
の
開
発



ひたちなか地区は、昭和60年に常陸那珂国際港湾公園都市構想を掲げ、地区内を、港湾ゾーン、レクリエーションゾーン、産業ゾーン、都市ゾーンの4つにゾーン分けした都市開発が進められてきました。

そのうち都市ゾーンには、近年、蔦屋書店・ケーズデンキ・ヤマダ電気・東京インテリアなどの大型流通店が進出しており、今後は、ジーユー・スポーツデポ・コストコが進出してきています。大型流通店の進出により、ひたちなか市では、全売り場面積に占める大型流通店の割合が来年春には約8割になる予定です。

本来都市ゾーンは、商業機能のほか、アミューズメント機能、研究開発機能、業務機能、コンベンション機能、情報発信機能、交流支援機能などを配置する計画になっています。しかし、ひたちなかテクノセンター以外は大型流通店が軒並み進出しているのが現状です。

その結果、市内の地元小売店が圧迫され、さらにひたちなか地区内の競争も激化し、ショッピングセンター内の店舗の撤退が多くなっているようです。



大型流通店は、採算が合わなくなれば撤退という判断をすることができますが、土地に根づく地元小売店はそういうわけにはいきません。大型店のあおりを受け、地元店が軒並み店じまいした後、大型店が撤退するというケースは多くの地方都市で直面している現実です。ひたちなか市内全体の、また、もっと広範囲な商圏のパラメータを考慮した開発が必要です。

これまで、ひたちなか地区開発整備推進協議会において、県と地元との協議の上、開発が進められてきました。しかし、平成23年以降、この協議会は開かれていません。留保地の利用計画づくりや土地の処分などにあたっては、もっと地元とのコミュニケーションを深めながら進めていってほしいと思います。

開発には県と地元との意思疎通が大切であり、必要に応じてではなく、定期的にひたちなか地区開発整備推進協議会などを開催すべきだと考えますが、企画部長のお考えを伺います。

ひたちなか地区の土地利用をめぐることは、地元から疑問の声が挙がっていました。これまで県と地元との協議の場がほとんど設定されずにいたからです。今年5月、ひたちなか・東海行政連絡協議会が県に対し、「事前に話し合える場を設けていただきたい」と要望書を提出しました。(参照:右上の新聞記事)

しかしそれに対しても具体的な回答はありませんでした。 そんな状況下、今回の質問をいたしました。

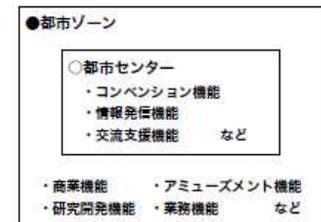
「ひたちなか地区留保地利用計画」
(平成18年8月/
ひたちなか地区
開発整備推進協議会)



▼「1-4 都市ゾーンのマスタープラン」より
※当初の予定は以下ようになっていました。

都市ゾーンの機能配置

ひたちなか市のシンボルロードである昭和通りに沿って都市センターを形成し、交流促進の場に係る機能など広域性の高い機能を配置するとともに、都市センターを中心に各機能を展開する。



避
難
所
の
Q
O
L

*QOL「Quality of Life(クオリティ・オブ・ライフ)」の略。生活の質と訳され、人間らしく満足して生活しているかを評価する概念。



東日本大震災では、多くの方が長期の避難所生活を強いられ、県内でも約9カ月間というところがありました。震災関連死は、発生から1年間で、死者・行方不明者数全体の約9%に上り、その原因の約33%が避難所生活の肉体的、精神的疲労だったと言われています。冷たい床の上に毛布1枚を敷いて寝ていたこと、足元のほこりによる不衛生な環境、寒いため布団の中で体を動かさなくなり、食事や水分もとらなかったことなどが挙げられています。

新潟大学の様沢和彦医師らの研究グループは、避難所での雑魚寝が原因で、低体温症やエコノミークラス症候群を発症していると報告しています。

平成24年9月、国の防災基本計画改定版で、初めて簡易ベッドの導入に関する記載がされました。すでに欧米諸国では、避難所での簡易ベッドが義務づけられています。

簡易ベッドというハードルが高いように感じるかもしれませんが、ダンボールベッドという方法があります。ダンボールは軽くて持ち運びが便利で、強度が確保されています。低コストで短時間に大量生産できるので、備蓄在庫がありません。子どもでも高齢者でも工具を使わずに組み立てることができます。

市町村レベルでのダンボールベッド供給の防災協定は進んでいますが、広範囲での被災を考えますと、県として取り組む必要があります。

避難所のQOL向上、特に、雑魚寝を回避するための取り組みに力を入れる必要があると考えますが、生活環境部長のお考えを伺います。



▲段ボールを敷いただけの避難所の様子



東日本大震災では、約2万3,000名の県民の方々が、4日以上、避難所での生活をされました。長期にわたる避難所生活者の健康維持などのためには、QOLの向上が必要であると認識しており、議員御提案のダンボールを活用した簡易ベッドにつきましても、有力な方法であると考えております。

今年度、国の防災基本計画や取り組み指針を踏まえた地域防災計画の改定を行うこととしておりますので、その中で、簡易ベッドを含めた避難所の良好な生活環境の確保が図られるよう検討してまいります。



◀慣れれば、5分ほどで一床完成させられます。

▶プライバシーを確保することも可能です。



東日本大震災では、一命は取り留めたものの、その後の避難所での雑魚寝生活でお亡くなりになった方が多くいらっしゃいます。非常に残念でなりません。雑魚寝改善への有効な手段として、今回の一般質問で、ダンボールベッドを提案させて頂きました。県内でダンボールベッド共有の防災協定が結ばれているのは、44市町村のうちまだ4市町村にとどまっています。

今回、うれしいことに前向きな答弁を頂きましたが、地域防災計画を改定する際、きちんと検討して頂いているか、今後も見守っていきたいと思います。